

前回検討委員会での主な意見

資料 2-1

意 見	回答	対応
・ 整備指針に関わっていない委員の意見を反映させて最終的に取りまとめができると良いと思う。(遠藤委員)	・	・
・ 今後、ZEB を広く導入していく場合、多額の費用が掛かってくると思うので、できるだけコスト削減を行わないと予算がパンクするのではないか。(竹内委員)	・	・ ZEB の導入は、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、時代の要請事項として捉えていく。
・ 整備指針に載せるかどうかは分からないが、P29 で、プールや給食調理室で多額の費用が掛かるから、拠点化・集約化等を検討するという点について、プールの老朽化が進み、一部民間や拠点校で使用するということは学校としてはありがたいが、移動に時間がかかり、現在授業時間にゆとりがない状況で、どのように移動も含めた時間を確保するかを配慮していただかないと、実現は厳しいのではないか。(浜口委員)	・ プールについては、民間スイミングスクールが所有する施設に行く場合と、拠点化として三の丸小に整備し、複数校が来て民間の方に授業を委託するという2つの手法について、今後をにらんだトライアルを行っている。 ・ 水泳授業、学校プールのあり方を検討していく中で、授業時間と移動時間についても課題となっているため、重視して検討していく。	・
・ プール等については、非常に大事なポイントだと思うが、「このようにしていこう」、「そのようなことも十分検討しながら個別具体的に考えましょう」というものとして作られているのがこの整備指針だと思うので、記載については今のままで問題ないと思う。(村上委員)	・	・
・ ウェルビーイングやフレキシビリティ等は、小田原だけでなく国際的に重要となっているキーワードであり、それを目指していくことが明確に示されたところが良いの	・	・

ではないか。(内山副委員長)		
管理運営面のコストと、教職員の負担について、いかに軽減していくかが重要なポイントだと考えている。P7 の理念のところに運営面の多様性や多様な手法を取り入れるといった内容を反映できると良いのではないか。(内山副委員長)	理念については、基本方針の考え方を受けて整備指針を作っているため、同じ考え方をもって、今後基本計画も作っていくことになる。プールの課題や管理運営面等のソフト的な部分に関しては、一定程度基本計画でフォローすることとし、基本方針、基本計画、整備指針の3点で、新しい学校づくりの全体像を網羅しつつ、その後の個別事業につなげていけたらと考えている。	
整備指針に入れるかどうかかわからないが、機能的ではなく、子供たちの情緒や感情的な点で、空間の作り方やカラーリング、使用する材料について今回の中で話が出たのか、文面に含まれているのか教えてほしい。(久田委員)	空間づくりや色の話は部会でも細かく議論として出ていない。	
色、素材や木質化については少し内容を入れた。色については掲示の際に色を考えたり、インクルーシブの時に色は心理的に関係があったりもするが、他事例でも色について児童生徒に与える影響や環境面についてはあまりなく、議論としても行ってない。国が出している整備指針等でもあまり研究はされていないと思う。(柳澤委員長)		
- ハード面については整備指針で作りこまれているが、細かいところで抜け落ちている部分は今後も出てくる。 - 整備指針の資料編等の中でどのようにフォローしていく		色や素材等は、個別の計画・設計の中で詳細を定めていくことを前提に、資料編等の中で考え方を整理する。

か。設計のプロセスで、設計者をどのように選んでいくのかに関わってくる気がする。計画の段階であまり縛りすぎると柔軟に対応できなくなり、そこを設計者とうまく対応しながら組み立てるのが肝心だと経験的には感じる。(遠藤委員)		
・ どこかで学校の児童、生徒、保護者、先生等と一緒にすることが必要だと思う。色なども含めてフィードバックするプロセスを追加するくらいで良いのではないかと思う。 ・ 具体的な素材までいくと、時代、地域、環境によって変わるので、すぐ古びたり、使えないものになってしまったりといった懸念がある。(竹内委員)	・	・ 上記に関連して、資料編等における利用者意見の反映プロセスの中で押さえていく。
・ 色や素材をどのようにするかはケースバイケースという気がするが、一方で子供にとって楽しい環境を作るためには素材や色の検討はすべきかもしれない。(柳澤委員長)	・	・ 上記に関連して、資料編等における利用者意見の反映プロセスの中で押さえていく。
・ しっかりとまとまった資料となっているが、逆にボリュームがありすぎて全体像をつかみづらい。記載されているものを全て実現するのは想像がつかず、優先順位付けが重要ではないかと感じる。 ・ 優先順位は記載順とし、必須のものから順に記載していく形が良いのではないか。(中谷委員)	・ 第4章の文末の表現で4～5段階程度の優先度を付けた形としている。 ・ 今回の整備指針は設計の方々が実際に携わるときに、小田原市としてどういう学校にしていくのかを示していく指針という意味合いで、詳細は学校（校地状況）や地域の特性、ニーズ等によって変わるため、個々の事業において設計者との協議等で見えてくることも多々あると考えている。	・ 資料編において、整備指針の内容を反映した平面・配置図を1案示す予定。

	項目ごとの扱いについては今後、資料編等でまとめていくという想定をしており、そこで掘り下げていければと考えている。	
語尾が、「検討する」、「整備する」、「必要だ」と書いてあるが、必須項目もあれば強く推奨するようなニュアンスもあるため、優先順位がわかる表のようなものがあると良いかもしれない。(柳澤委員長)		資料編等において、大まかな優先順位の考え方を整理する。
- 良くまとまっているがボリュームが多い。ダイジェスト版のようなリーフレットがあると良いのではないかな。 - 第5章の整備プロセスで基本設計から工事完了まで5年ほどあるが、資料1-1の今後のスケジュールと照らし合わせると3年のずれがある。この2つの整合はとるべき。 - P5にグラフがあるが、中心にあるグレーは何を意味しているのか凡例がない。 - プールの扱いについて、学習指導要領にはプールの授業をやらなければならないとは書いてない。中学校ではプールをやっていない学校もある。1年間にプールの授業は8時間であり、そのためだけにプールを整備してコストをかけるのか、費用対効果としてプールの授業についても検討する必要がある。 - 教室の広さについて、小中学校に普通指導教室と校内支援室を設置することを目指し、特別支援学級の教室に準じた空間を整備すると記載があるが、通級指導教室を全ての学校に整備すると面積が大きくなるのではないかな。 - P16に学習センター、情報センター、図書センター、メデ	- スケジュールについては、令和9年度の改築、長寿命化改修の実施というのは、工事の開始を意味しているのではなく、プロセス上ここからスタートライン、ということを示している。実際の完成はそこから5～6年程度を要することになる。 - アンケートグラフのグレーは、50%の目盛りである。 - 全体論として、整備指針に記載されていることを全て網羅すると費用がかかりすぎるのではないかなという点については、改築または長寿命化改修にあたって、整備指針の内容は国が目指している学校施設の姿と概ね整合が取れており、整備指針に記載されている内容の大半は反映させなければならないという認識。学校の再配置を通して全体の事業費を圧縮して	- 市民周知用の概要版は、基本計画策定の段階で、基本方針、基本計画、整備指針全体の「新しい学校づくり」を周知するものとして作成することを想定している(第13回検討委員会参考資料 町田市リーフレット参照)。 - 資料編において、整備指針の内容を反映した平面・配置図を1案示す予定。

ィアセンターと、4つのセンターが記載されているが、全ての学校に4つ全てそろえることは現実的なのか。 ・ P17のトイレについて、コミュニケーションの場を工夫するとあるが、こちらもすべてのトイレに設置するのかと誤解を受けるのではないか。「特別支援教室の近くのトイレでは」といった記載の工夫する必要があるのではないか。 ・ 児童会室や放送室等を普通教室の半分の広さを確保するとあるが、そこまでの広さが必要なのか。 ・ エレベーターにつて、1棟あたり1基以上と書いてあるが、エレベーター年間の点検に6～7万円ほどかかる。本当に全ての棟につけるのか。(木村元彦委員)	いくことも合わせての「新しい学校づくり」であり、整備指針の段階で個々の整備費の圧縮を重視したつくりとすべきではないと考えている。 ・ 個々の施設、設備の機能水準等は、整備指針をベースに、個別事業において詳細を詰めていくこととなる。 ・ 4つのセンターを整備するということではなく、図書室の中に、学習センターほかの機能を組み込むという主旨。メディアセンターの1機能として、図書室の中に放送室を整備するという事例もあることから、実際の機能、配置は個別事業において検討とする。 ・ エレベーターは、法令上1基以上の整備が必須となっている。第4章に記載のとおり、人荷共用1基、給食運搬用小荷物昇降機1基の整備を基本とし、増減は個別事業において検討していく。	
・ 整備指針の全てをやるわけではないというような文言を一つ入れておくのはどうか。(竹内委員)	・ P26において、「持続可能な施設づくり」として、改築・改修時の財源負担が膨大となることから、効率的な整備運営を進める必要があり、様々な視点から持続可能な施設の在り方を考える必要がある、と記述している。追記等については検討する。	・ 第4章1(2)(P30)に、以下の記述を追加する。 ○諸室の面積等は目安であり、基本計画・設計段階で各校の条件に応じて検討、整理する。 ・ 第5章1(P43)の記述を一部修正する。 ・ 資料編において、整備指針の内容を反映

		した平面・配置図を1案示す予定。その際、取捨選択の可能性について注記する。
・ 今後、整備指針をどうやって運用していくかについては、資料編等をどのように作るかに委ねられると思う。今回挙げた意見を踏まえ、資料編等でどのようなこと盛り込むかを明確にした方が、全体が分かりやすくなるのではないか。(遠藤委員)	・ ご意見のあった視点も含めて、事務局及び事業者で検討する。	・ 整備指針の活用の仕方、注意点等について、資料編等の中で明記する。
・ 整備指針に全てを盛り込むと分かりにくくなる。本来であればガイドラインの作成があり、個別の施設計画になった時に何を採用していくかとなるが、個々の事情もあり全体的な採用は無理となると、あくまでも目標設定みたいなものとして少しでも取り入れられるものは盛り込んでいくといった位置づけで、現実には即した計画にしていくものになるのではないかと思う。(柳澤委員長)	・	・
・ 市民という立場から、今回の整備指針はボリュームもあり、専門用語も多いため、市民に伝わる形がどのようなものかを考える必要があるのではないか。 ・ 整備指針に具体的に記載があると、そうなってほしいという願望が市民から出てくる。実際の計画になって採用されていなければ「どうなっているんだ」と不満が出る。そうならないような形にしてほしい。(木村元彦委員)	・ 整備指針については、今後策定する基本計画と表裏一体の部分もあるため、より良い周知の仕方、イメージの掴みやすさという点で、基本方針も含めた「新しい学校づくり」全体を網羅したものとして、市民向けの概要版を出す方が良いのではないかと考える。そのため、整備指針については、策定した段階で情報公開の観点から公表はしていくが、周知の仕方のアプローチは基本計画の議論と並行して模索していけたらと考えている。	・ 情報公開の観点から、整備指針策定後は市 HP で公開する。 ・ 市民向けの周知、情報発信としては、基本計画策定の段階で、基本方針、基本計画、整備指針全体の「新しい学校づくり」を周知するものとして作成することを想定している(第13回検討委員会参考資料町田市リーフレット参照)。 ・